

2024年6月26日

病院倫理委員会で承認された治療法

当院の病院倫理委員会で下記の医療が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページに情報を公開することにより投薬を実施しております。この内容に関して同意できない場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。なお、本件について同意できない場合でも診療において不利益を被ることはありません。

記

実施内容	超低出生体重児や、極低出生体重児、泌尿生殖器系の先天奇形を有する患児に対する細径の栄養カテーテルを尿道カテーテルとして用いる治療や検査
実施責任者	久留米大学病院 病院長 野村 政壽
対象者	尿道が細く、既存の尿道留置カテーテルが挿入困難な超低出生体重児や、極低出生体重児、泌尿生殖器系の先天奇形を有する患児
承認日	2024年6月26日
対象期間	承認日から永続的
目的・意義	<p>超低出生体重児や、極低出生体重児、泌尿生殖器系の先天奇形を有する患児に対し、外科的治療も含めて様々な治療を行う際に、厳密に尿量を測定したり、尿の排泄路を確保したり、尿路造影を行うことが必要な場面があります。尿量の測定や尿の排泄路の確保のためには尿道にカテーテルを挿入する必要がありますが、現在市販されている尿道留置カテーテルのうち、最も細いものの外径は6Fr. (2.0mm)ですが、上記のような患児は尿道が細く、この6Fr. (2.0mm)のカテーテルすら入らないことがしばしばあります。このような場合に用いる尿道カテーテルは市販されておらず、挿入可能なカテーテルとして同じ材質であるシリコンでできている経腸栄養用カテーテルの3Fr. (1.0mm)、4Fr. (1.3mm)、5Fr. (1.6mm)のものがあり、このサイズであれば尿道に挿入できる可能性があります。本来であれば栄養用カテーテルは消化管内に留置して、栄養剤などを注入する目的で製造されたものではありませんが、既存の尿道留置カテーテルが挿入できない場合にはこの細径の栄養カテーテルを尿道に挿入する他に代替手段がありません。このため、細径の栄養カテーテルを尿量の厳密な測定や、尿の排泄路を確保する目的で尿道カテーテルとして使用させていただきます。</p> <p>カテーテルの挿入は新生児科医師、小児科医師、小児外科医師、あるいはNICUや小児病棟に勤務する看護師など、小児医療に精通する医師あるいは看護師が行います。挿入に際して抵抗がある場合はその時点で挿入を断念します。カテーテル留置は必要最小限の期間とし、不要と判断した時点でカテーテルを抜去します。</p>
想定される不利益と対策	カテーテル挿入、留置に伴う尿道損傷、膀胱損傷の可能性が考えられます。カテーテル留置中の患者さんで血尿などがみられた場合は造影検査などを行い尿道、膀胱損傷の早期発見に努め、万が一生じた際には最善の処置を行います。その他予測できない合併症や稀な合併症が発生した際も、適宜、最善の処置・治療を行います。
問い合わせ先	久留米大学病院 各診療科担当医師 電話 0942-35-3311 (代表)

以上